

[事案 30-291] 契約内容変更請求

・令和元年6月18日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、特約の保障内容の変更等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

がんの診断を受け、平成30年3月に乗合代理店を通じて契約した医療保険に付加された特定疾病保障特約にもとづき、がん給付金を請求したところ、責任開始期前発病を理由に支払いを拒否された。しかし、既契約のがん保険から本契約に乗り換えた際、がん責任開始日前にがんが発見され、がん一時金が支払われない場合でも、がん責任開始日後にがんが再発した場合は保障の対象になるとの説明を受けたことから、募集人の説明通りの保障内容に変更してほしい。

<保険会社の主張>

募集人が誤説明した事実は認めるが、特約の保障内容は約款により定められており、個別の変更はできないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明通りの保障内容への変更は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、申立人の質問に対し、明らかに誤った回答をしており、そのことがなければ、申立人は契約の乗換えをしなかったとは認められないものの、申立人が乗換えを断念していた場合には、乗換前の保険から給付金が支払われていたといえる。